

保医発 0731 第 2 号
令和 7 年 7 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 8 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について
- 別添 2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について
- 別添 3 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 (39) の次に次を加える。

(40) エムボックスウイルス核酸検出は、エムボックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムボックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR 法により実施した場合に、本区分の「19」の S A R S - C o V - 2 核酸検出の所定点数を準用し、1 回に限り算定する。

2 別添 1 の第 2 章第 9 部 J 0 4 1 - 2 (1) を次のように改める。

(1) 血球成分除去療法（吸着式及び遠心分離式を含む。）は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ（吸着式に限る。）、クローン病、膿疱性乾癬、乾癬性関節炎、移植片対宿主病（G V H D）又は敗血症患者に対して次のアからクまでのとおり実施した場合に算定できる。

3 別添 1 の第 2 章第 9 部 J 0 4 1 - 2 (1) オを次のように改める。

オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない乾癬性関節炎患者に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき 2 クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1 クールにつき週 1 回を限度として、5 週間に限って算定する。ただし、1 クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止すること。

4 別添 1 の第 2 章第 9 部 J 0 4 1 - 2 (1) キの次に次を加える。

ク 敗血症と診断され、集学的治療が必要な患者に対して病態の改善を図ることを目的として行った場合であって、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、一連の治療につき 3 回を限度として算定できる。ただし、病態の改善により集学的治療が不要となった場合や集学的治療に反応しない場合は、中止すること。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号) の一部改正について

1 I の 3 の 049 (2) を次のように改める。

(2) 潰瘍性大腸炎、関節リウマチ、クローン病、膿疱性乾癬、乾癬性関節炎
に対して使用した場合、1 日につき 1 個を限度として算定する。

2 I の 3 の 049 (2) の次に次を加える。

(3) 敗血症に対して使用した場合、1 日につき 3 個、一連の治療につき 5 個
を限度として算定する。

「特定保険医療材料の定義について」
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号) の一部改正について

1 別表のⅡの 049 (1) ②オを次のように改める。

オ 全身治療における生物学的製剤等の既存の薬物療法が無効である又は適用できない中等症以上の乾癬性関節炎の臨床症状の改善を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器（回路を含む。）であること。

2 別表のⅡの 049 (1) ②カの次に次を加える。

キ 敗血症と診断され、集学的治療が必要な患者に対して病態の改善を図ることを目的に、体外循環した末梢血から顆粒球等を除去する吸着器（回路を含む。）であること。

(別添1 参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発 0305 第4号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(39) (略) <u>(40) エムボックスウイルス核酸検出は、エムボックスウイルス</u> <u>感染が疑われる患者に対して、エムボックスウイルス感染の</u> <u>診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を</u> <u>検体として、PCR法により実施した場合に、本区分の「19」</u> <u>のSARS-CoV-2核酸検出の所定点数を準用し、1回</u> <u>に限り算定する。</u> D023-2～D025 (略) 第2款 (略) 第3節・第4節 (略) 第4部～第8部 (略) 第9部 処置 1～15 (略) J000～J041 (略)	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D022 (略) D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(39) (略) (新設) D023-2～D025 (略) 第2款 (略) 第3節・第4節 (略) 第4部～第8部 (略) 第9部 処置 1～15 (略) J000～J041 (略)

J 0 4 1－2 血球成分除去療法

(1) 血球成分除去療法（吸着式及び遠心分離式を含む。）は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ（吸着式に限る。）、クローン病、膿疱性乾癬、乾癬性関節炎、移植片対宿主病（GVHD）又は敗血症患者に対して次のアからクまでのとおり実施した場合に算定できる。

ア～エ （略）

オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない乾癬性関節炎患者に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき2クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を限度として、5週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止すること。

カ・キ （略）

ク 敗血症と診断され、集学的治療が必要な患者に対して病態の改善を図ることを目的として行った場合であって、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、一連の治療につき3回を限度として算定できる。ただし、病態の改善により集学的治療が不要となった場合や集学的治療に反応しない場合は、中止すること。

(2)・(3) （略）

J 0 4 2～J 2 0 1 （略）

第10部～第14部 （略）

第3章 （略）

J 0 4 1－2 血球成分除去療法

(1) 血球成分除去療法（吸着式及び遠心分離式を含む。）は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ（吸着式に限る。）、クローン病、膿疱性乾癬、関節症性乾癬又は移植片対宿主病（GVHD）患者に対して次のアからキまでのとおり実施した場合に算定できる。

ア～エ （略）

オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない関節症性乾癬患者に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき2クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を限度として、5週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止すること。

カ・キ （略）

（新設）

(2)・(3) （略）

J 0 4 2～J 2 0 1 （略）

第10部～第14部 （略）

第3章 （略）

(別添 2 参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号)の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～048 (略) 049 白血球吸着用材料 (1) (略) (2) <u>潰瘍性大腸炎、関節リウマチ、クローン病、膿疱性乾癬、乾癬性関節炎に対して使用した場合、1 日につき 1 個を限度として算定する。</u> (3) <u>敗血症に対して使用した場合、1 日につき 3 個、一連の治療につき 5 個を限度として算定する。</u> 052～232 (略) 4～6 (略) II～IV (略)	I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1・2 (略) 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い 001～048 (略) 049 白血球吸着用材料 (1) (略) (2) 1 日につき 1 個を限度として算定する。 (新設) 052～232 (略) 4～6 (略) II～IV (略)

(別添 3 参考)

「特定保険医療材料の定義について」 (令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～048 (略) 049 白血球吸着用材料 (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① (略) ② 次のいずれかに該当すること。 ア～エ (略) オ 全身治療における生物学的製剤等の既存の薬物療法が無効である又は適用できない中等症以上の<u>乾癬性関節炎</u>の臨床症状の改善を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器（回路を含む。）であること。 カ (略) キ <u>敗血症と診断され、集学的治療が必要な患者に対して病態の改善を図ることを目的に、体外循環した末梢血から顆粒球等を除去する吸着器（回路を含む。）であること。</u> (2) ・ (3) (略) 051～232 (略) III～IX (略)	(別表) I (略) II 医科点数表の第 2 章第 1 部、第 3 部から第 6 部まで及び第 9 部から第 12 部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 001～048 (略) 049 白血球吸着用材料 (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① (略) ② 次のいずれかに該当すること。 ア～エ (略) オ 全身治療における生物学的製剤等の既存の薬物療法が無効である又は適用できない中等症以上の<u>関節症性乾癬</u>の臨床症状の改善を目的に、体外循環した末梢血から顆粒球を除去する吸着器（回路を含む）であること。 カ (略) (新設) (2) ・ (3) (略) 051～232 (略) III～IX (略)